

お申し込み及び出捐口に対するご相談(利用承諾(他の所有者からの借用)や購入)などは、下記の石油組合までお気軽にお問い合わせください。

北海道石油業協同組合連合会	011-822-8111	滋賀県石油協同組合	077-522-7369
青森県石油商業協同組合	017-722-1400	京都府石油協同組合	075-642-9733
岩手県石油商業協同組合	019-622-9528	大阪府石油協同組合	06-6362-2910
宮城県石油商業協同組合	022-265-1501	奈良県石油協同組合	0742-26-1800
福島県石油業協同組合	024-546-6252	和歌山県石油協同組合	073-431-6251
秋田県石油商業協同組合	018-862-6981	兵庫県石油協同組合	078-321-5611
山形県石油協同組合	023-664-2821	岡山県石油商業協同組合	086-246-2040
新潟県石油業協同組合	025-267-1321	広島県石油販売協同組合	082-261-9431
長野県石油協同組合	026-217-6740	鳥取県石油協同組合	0859-21-1400
群馬県石油協同組合	027-251-1888	島根県石油協同組合	0852-25-4488
栃木県石油協同組合	028-622-0435	山口県石油協同組合	083-973-4400
茨城県石油業協同組合	029-224-2421	徳島県石油事業協同組合	088-622-6406
千葉県石油協同組合	043-246-5225	高知県石油業協同組合	088-831-0439
埼玉県石油業協同組合	049-235-5111	愛媛県石油業協同組合	089-924-3856
東京都石油業協同組合	03-3593-1421	香川県総合エネルギー協同組合	087-833-9665
神奈川県石油業協同組合	045-641-1351	福岡県石油協同組合	092-272-4564
静岡県石油業協同組合	054-282-4337	大分県石油販売協同組合	097-533-0235
山梨県石油協同組合	055-233-5850	佐賀県石油協同組合	0952-22-7337
愛知県石油業協同組合	052-322-1550	長崎県石油協同組合	095-826-4181
三重県石油業協同組合	059-225-5981	熊本県石油販売協同組合	096-285-3355
岐阜県石油商業協同組合	058-271-2903	宮崎県石油協同組合	0985-24-7775
富山県石油業協同組合	076-429-8811	鹿児島県石油販売業協同組合	099-257-2822
石川県石油販売協同組合	076-256-5330	沖縄県石油業協同組合	098-998-1871
福井県石油業協同組合	0776-34-3151	一般社団法人全国石油協会	03-5251-0460

一般社団法人 全国石油協会  
<http://www.sekiyu.or.jp>

## 信用保証制度のご案内

全国石油協会では、揮発油販売業者の皆様が資金調達する際に、金融機関からの借入に対する、債務保証を行っております。資金調達の円滑化や経営基盤の強化を図るために、信用保証制度をぜひご活用ください。

「経営力向上計画」で  
 揮発油販売業者の設備投資  
 などをサポート!

債務保証  
 全国石油協会

融資

金融  
 機関

揮発油  
 販売業者

一般社団法人 全国石油協会



# 信用保証制度の概要

保証の種類	資金用途	借入限度額	保証金額	保証割合	借入期間	保証料率	保証倍率	対象資金	
小口運転資金	運転資金	1 給油所運営	3,000万円	2,850万円	95%	5年以内	年0.8% (対象資金 3.(注1) の場合 年0.2%)	100倍	<ol style="list-style-type: none"> <li>揮発油等の石油製品に係る仕入及び販売に要する経費</li> <li>タイヤ、自動車関連各種部品等の仕入及び販売に要する経費</li> <li>給油所設備機器の導入及び更新等に付随する経費 * 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画に付随する経費を含む。(注1)</li> <li>地下埋設物の入換工事に伴う油漏れ等の土壌状況調査及び土壌汚染浄化工事</li> <li>従業員の採用、教育及び賃金の支払いに要する経費</li> <li>営業権等新たな経営資源の取得に要する経費、及び兼業事業の経営に要する一切の経費</li> </ol>
		2 給油所以上運営	6,000万円	5,700万円					
小口設備資金	設備資金	1 給油所運営	6,000万円	5,700万円	95%	10年以内	年0.8% (対象資金 3.(注2) の場合 年0.2%)	100倍	<ol style="list-style-type: none"> <li>揮発油販売業の事業継続に必要な用地、設備機器の導入及び更新等に要する経費</li> <li>地下埋設物の入換、地下タンクの漏洩防止に係る内面ライニング施工工事及び電気防食システム設置工事、精密油面計設置工事</li> <li>中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定を受けた揮発油販売業者が、同計画に基づき設備の取得に要する経費(注2)</li> <li>その他兼業を含め、事業継続に必要な設備設置に要する経費</li> </ol>
		2 給油所以上運営	10,000万円	9,500万円					
セーフティネット資金	運転資金	1 給油所運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高3億円未満	1企業 2,500万円	1企業 2,375万円	95%	5年以内	年0.6%	100倍	<ol style="list-style-type: none"> <li>揮発油等の石油製品に係る仕入及び販売に要する経費</li> <li>タイヤ、自動車関連各種部品等の仕入及び販売に要する経費</li> <li>給油所設備機器の導入及び更新等に付随する経費 * 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画に付随する経費を含む。</li> <li>従業員の採用、教育及び賃金の支払いに要する経費</li> <li>営業権等新たな経営資源の取得に要する経費、及び兼業事業の経営に要する一切の経費</li> </ol>
		2~5 給油所運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高3億円以上~15億円未満	1企業 3,500万円	1企業 3,325万円					
		6~9 給油所運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高15億円以上~27億円未満	1企業 5,000万円	1企業 4,750万円					
		10 給油所以上運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高27億円以上	1企業 15,000万円	1企業 14,250万円					
災害運転資金	運転資金	1 給油所運営	500万円	475万円	95%	5年以内	年0.4%	100倍	<p>災害(気象災害、地震等)により、被害を受けた揮発油販売業者が当該給油所等の復旧又は運営を継続するために必要な経費</p> <p>但し、災害救助法の適用を受けた地域に運営給油所を有している揮発油販売業者に限る。</p>
		2 給油所以上運営	1,000万円	950万円					
災害設備資金	設備資金	1 給油所運営	500万円	475万円	95%	10年以内	年0.4%	100倍	<p>災害(気象災害、地震等)により、被害を受けた揮発油販売業者が当該給油所等の復旧又は運営を継続するために必要な施設の修復、設備機器の導入等に要する経費</p> <p>但し、災害救助法の適用を受けた地域に運営給油所を有し、罹災証明書(被害があったことを証する書類で地方自治体が発行するもの)を提出した揮発油販売業者に限る。</p>
		2 給油所以上運営	1,000万円	950万円					

\* 設備資金は、調達資金の全額について保証制度が利用できます。但し、補助金の交付を受けた場合には、受領した補助金相当額について、一部繰上償還をして頂くことになります。  
\* 担保の設定が必要となる場合があります。

